

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	芝 英則	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
提出日(最新提出日)	令和5年3月31日	△:検討中 検討中のもの
監査委員公表日	令和5年8月3日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
330	12	29	371

第3章 強制徴収公債権

第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	滞納者の経済状況を踏まえて納付指導しているが、滞納処分を実施できるような人員体制を含め、効率的な滞納整理について引き続き検討する。	△	福祉部	介護保険課	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	連帯納付義務者に対する請求も必要であり、催告書には世帯主及び配偶者の連帯納付義務について記載している。まずは、滞納者本人への納付指導を実施し、その上で、人員体制を含め効率的な滞納整理について、引き続き検討する。	△	福祉部	介護保険課	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	催告書に、相続人にも納付義務があることを記載している。また、市民課が発行する「おくやみハンドブック」に、介護保険料の精算について記載し、遺族への気づきを促した。相続人調査については、人員体制を含め効率的な滞納整理について、引き続き検討する。	△	福祉部	介護保険課	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	他都市や他部署を参考にしつつ、人員体制を含め効率的な滞納整理を検討する中で決定する。	△	福祉部	介護保険課	508

第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	他部署を参考にし、人員体制も含め滞納整理の実施方法を引き続き検討する。	△	福祉部	福祉医療課	510
99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	連帯債務者に対する支払義務について、年次、月次に送付する保険料決定通知書や、年4回送付する催告書等に連帯納付義務者にも納付義務があることを記載するように変更した。しかし、まず、滞納者本人への納付指導を実施する。また、本人以外の納付義務者に対し滞納処分ができるような人員体制も含め効率的な実施方法を引き続き検討する。	△	福祉部	福祉医療課	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	相続人に対する支払義務について、年次、月次に送付する保険料決定通知書や、年4回送付する催告書等に相続人にも納付義務があることを記載するように変更した。また、おくやみハンドブックで、送付先の設定、保険料の精算について記載を依頼した。相続人調査に関しては、必要な体制を確保するため人員体制も含め効率的な実施方法を引き続き検討する。	△	福祉部	福祉医療課	511

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの
監査実施年度	平成28年度	
包括外部監査人	芝 英則	
提出日(最新提出日)	令和5年3月31日	
監査委員公表日	令和5年8月3日	

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
330	12	29	371

101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	滞納金額の大きい、または、年数の長い案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行っている。 また、電話催告や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施した。その中で、滞納理由等を把握するとともに、これらの訪問調整をもとに滞納処分の方針を検討していく。	△	福祉部	福祉医療課	511
---	--	---	-----	-------	-----

第12 下水道事業受益者負担金

指摘及び意見	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
115 指摘 【滞納処分】 滞納者の財産につき調査をし、徴収可能性がある場合には、公平の観点から、滞納処分を積極的に行うべきである。	令和5年度から滞納処分を主とする新たな組織体制を整え、滞納処分を図ることとした。	△	上下水道事業部	営業課	513
116 意見 【滞納処分】 限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	『岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針』に沿って、滞納整理・滞納処分に係るマニュアルを令和4年度に整備した。	○	上下水道事業部	営業課	513
117 意見 【督促手数料の徴収根拠】 明確性の見地から負担金条例に、督促手数料も含め、督促に関する規定を設けることが望ましい。 また、書類の送達及び公示送達についても、負担金条例で定めることが望ましい。	督促手数料については、全庁方針として令和2年度末に廃止。令和2年度末から令和3年度当初にかけて、条例施行規程に規定してある督促手数料を含む様式をすべて改正し、同時に押印廃止と教示文の改正も実施した。 なお、書類の送達及び公示送達については、中部の中核市を調査したところ、負担金条例で定めている都市はなかったため、地方自治法の適用で対応した。	×	上下水道事業部	営業課	513

第4 住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
242 指摘 【遅延損害金の請求】督促や催告の際には遅延損害金の請求をし、各月の償還元金が納入される際には遅延損害金を測定して納入の通知をすべきである。	遅延損害金の扱いについて、すべての主債務者が死亡している場合は、相続財産の価値が債権額より少額となっており相続財産を換価して債権回収をする場合は、債権額に遅延損害金を含まないこととした。 その他、連帯保証人に請求する場合の遅延損害金は、庁内の対応状況や他市町の取扱い事例を踏まえ、総合的かつ適切に検討を継続している。	△	市民協働推進部	人権啓発センター	529

第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(令和4年度末)	結果欄	部	課	本編頁
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	令和5年度から滞納整理を主とする新たな組織体制を整え、支払督促等の訴訟手続実施することも視野に入れながら債権回収の強化を図ることとした。	△	上下水道事業部	営業課	532
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分するのではなく、取納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	令和5年度から滞納整理を主とする新たな組織体制を整え、債権回収の強化と運用の改善を図ることとし、消滅時効期間の満了と不納欠損処分に係る手続の改善を進めていくこととした。	△	上下水道事業部	営業課	532